

青梅市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

第 6 次青梅市総合長期計画および青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進するため、組織・機構の見直しを行うことに伴い、関係する部の設置および事務分掌を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市組織条例の一部を改正する条例

青梅市組織条例（昭和 3 8 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「生活安全部」を「市民安全部」に、「まちづくり経済部」を「経済スポーツ部」に、「建設部」を「都市整備部」に改める。

第 2 条企画部の項第 1 号中「ならびに行政管理」を削り、同項第 2 号中「予算その他財政」を「財政および行政経営」に改め、同項第 3 号中「、広聴」を削り、同項第 4 号を削り、同項第 5 号を同項第 4 号とし、同項第 6 号を同項第 5 号とし、同条総務部の項第 5 号を次のように改める。

(5) 建築営繕に関すること。

第 2 条生活安全部の項を次のように改める。

市民安全部

(1) 防犯および交通安全に関すること。

(2) 広聴、市民相談および消費生活に関すること。

(3) 防災に関すること。

(4) 市民の地域活動に関すること。

(5) 男女平等参画に関すること。

第2条市民部の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 税務に関すること。

第2条環境部の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 公園、緑地および緑化に関すること。

第2条まちづくり経済部の項を次のように改める。

経済スポーツ部

(1) 商業および工業に関すること。

(2) 就労および雇用に関すること。

(3) 観光に関すること。

(4) 農業、林業および水産業に関すること。

(5) 地域整備に関すること。

(6) 交通対策に関すること。

(7) スポーツに関すること。

第2条建設部の項中「建設部」を「都市整備部」に改め、同項第3号中「建築営繕（教育施設にかかる小規模な建築営繕を除く。）」を「住宅」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 都市計画に関すること。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

青梅市組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市組織条例（昭和38年条例第21号）

改正後	備考	現行	備考
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定にもとづき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>企画部 総務部 <u>市民安全部</u> 市民部 環境部 健康福祉部 子ども家庭部 <u>経済スポーツ部</u> <u>都市整備部</u> 事業部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>企画部</p> <p>(1) 市の総合的な企画および調整_____に関すること。</p> <p>(2) <u>財政および行政経営</u>に関すること。</p> <p>(3) 秘書、広報_____および都市間交流に関すること。</p> <p><u>(4) 情報推進・活用</u>に関すること。</p> <p><u>(5) 工事等の検査</u>に関すること。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 市議会、文書、統計および法務に関すること。</p>		<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定にもとづき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>企画部 総務部 <u>生活安全部</u> 市民部 環境部 健康福祉部 子ども家庭部 <u>まちづくり経済部</u> <u>建設部</u> 事業部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>企画部</p> <p>(1) 市の総合的な企画および調整ならびに<u>行政管理</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>予算その他財政</u>に関すること。</p> <p>(3) 秘書、広報、<u>広聴</u>および都市間交流に関すること。</p> <p><u>(4) 男女平等参画</u>に関すること。</p> <p><u>(5) 情報推進・活用</u>に関すること。</p> <p><u>(6) 工事等の検査</u>に関すること。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 市議会、文書、統計および法務に関すること。</p>	<p>(文言整理)</p> <p>(文言整理)</p> <p>市民安全部へ（広聴） 市民安全部へ</p>

(2) 情報公開および個人情報保護に関すること。 (3) 職員の人事、給与、研修および福利厚生に関すること。 (4) 契約および財産管理に関すること。 <u>(5) 建築営繕に関すること。</u> (6) 他の主管に属しないこと。	建設部等から	(2) 情報公開および個人情報保護に関すること。 (3) 職員の人事、給与、研修および福利厚生に関すること。 (4) 契約および財産管理に関すること。 <u>(5) 税務に関すること。</u> (6) 他の主管に属しないこと。	市民部へ
<u>市民安全部</u> <u>(1) 防犯および交通安全に関すること。</u> <u>(2) 広聴、市民相談および消費生活に関すること。</u> <u>(3) 防災に関すること。</u> <u>(4) 市民の地域活動に関すること。</u> <u>(5) 男女平等参画に関すること。</u>	(2)から 企画部から (広聴) (1)から 市民部から 企画部から	<u>生活安全部</u> <u>(1) 防災に関すること。</u> <u>(2) 防犯および交通安全に関すること。</u> <u>(3) 市民相談および消費生活に関すること。</u> <u>(4) 住宅に関すること。</u>	部名変更 (3)へ (1)へ (2)へ 都市整備部へ
市民部 <u>(1) 戸籍および住民記録に関すること。</u> <u>(2) 市民斎場および火葬場に関すること。</u> <u>(3) 国民健康保険、後期高齢者医療および国民年金に関すること。</u> <u>(4) 税務に関すること。</u>	総務部から	市民部 <u>(1) 市民の地域活動に関すること。</u> <u>(2) 戸籍および住民記録に関すること。</u> <u>(3) 市民斎場および火葬場に関すること。</u> <u>(4) 国民健康保険、後期高齢者医療および国民年金に関すること。</u> <u>(5) スポーツに関すること。</u>	市民安全部へ 経済スポーツ部へ
<u>環境部</u> <u>(1) 生活環境の保全および環境政策に関すること。</u> <u>(2) 廃棄物の処理および再利用に関すること。</u> <u>(3) 公園、緑地および緑化に関すること。</u> <u>(4) 下水道に関すること。</u>	まちづくり経済部から	<u>環境部</u> <u>(1) 生活環境の保全および環境政策に関すること。</u> <u>(2) 廃棄物の処理および再利用に関すること。</u> <u>(3) 下水道に関すること。</u>	
健康福祉部 (1)～(3) 略		健康福祉部 (1)～(3) 略	
子ども家庭部 (1)～(3) 略		子ども家庭部 (1)～(3) 略	
<u>経済スポーツ部</u> <u>(1) 商業および工業に関すること。</u> <u>(2) 就労および雇用に関すること。</u> <u>(3) 観光に関すること。</u> <u>(4) 農業、林業および水産業に関すること。</u> <u>(5) 地域整備に関すること。</u>	(5)から (7)から (6)から (5)から(水産業自加) (2)から	<u>まちづくり経済部</u> <u>(1) 都市計画に関すること。</u> <u>(2) 地域整備に関すること。</u> <u>(3) 公共交通に関すること。</u> <u>(4) 公園、緑地および緑化に関すること。</u> <u>(5) 商業、工業、農業および林業に関すること。</u>	部名変更 都市整備部へ (5)へ (6)へ(文言整理) 環境部へ (1)・(4)へ

<p>(6) <u>交通対策に関すること。</u> (7) <u>スポーツに関すること。</u> 都市整備部 (1) <u>都市計画に関すること。</u> (2) <u>道路および河川に関すること。</u> (3) <u>土木に関すること。</u> (4) <u>住宅に関すること。</u> 事業部 (1) 略</p>	<p>(3)から(文言整理) 市民部から まちづくり経済部から 生活安全部から</p>	<p>(6) <u>観光に関すること。</u> (7) <u>就労および雇用に関すること。</u> 建設部 (1) <u>道路および河川に関すること。</u> (2) <u>土木に関すること。</u> (3) <u>建築営繕(教育施設にかかる小規模な建築営繕を除く。)に関すること。</u> 事業部 (1) 略</p>	<p>(3)へ (2)へ 部名変更 総務部へ</p>
---	--	--	---

<p><u>付 則</u> <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>			
--	--	--	--